

## 設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類  
(令和7年9月5日受付分)

NPO 法人なごみ

縦覧期間

令和7年9月5日(金)から  
令和7年9月19日(金)まで



# NPO 法人なごみ 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、NPO 法人なごみという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県宝塚市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、障がいのある方とその家族に対して、健康管理や住環境の支援に関する事業を行い、一人ひとりが自立する為の積極的な地域社会への参加を促し、すべての人が支え合い、健康的に安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 障害福祉サービス事業
- (2) その他当法人の目的を達成する為に必要な事業

## 第3章 会員

### (会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

#### (拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第4章 役員及び職員

#### (種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
  - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

#### (選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

#### (職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事のうち、理事長があらかじめ指名した順で、その職務を代行する。

- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

第16条 役員は任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (職員)

第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

#### (種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

#### (構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

#### (権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

#### (開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

#### (招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### (議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

#### (定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

#### (議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

#### (表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この

場合において、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 3 号及び第 48 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

#### (議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員の現在数
  - (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
  - (4) 議長の選任に関する事項
  - (5) 審議事項
  - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
  - 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第 6 章 理事会

#### (構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

#### (権能)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

#### (開催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 2 以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号に基づき監事から招集の請求があったとき。

#### (招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

#### (議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

#### (定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

#### (議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第 36 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

#### (議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事の現在数
  - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。）
  - (4) 審議事項
  - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計等

#### (資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益

- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

#### (資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

#### (事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

#### (暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

#### (予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

#### (事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

#### (定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

#### （解散）

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由により解散する場合は、正会員総数 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### （残余財産の帰属）

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

#### （合併）

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

### 第 9 章 公告

#### （公告の方法）

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

### 第 10 章 雑則

#### （施行細則）

第 53 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

|       |       |
|-------|-------|
| 理 事 長 | 白石 和輝 |
| 理 事   | 人位 結  |
| 理 事   | 岸田 翔太 |
| 監 事   | 富岡 宏毅 |

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 5 月 3 1 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

|          |            |            |
|----------|------------|------------|
| (1) 正会員  | 個人         | 団体         |
| ① 入会金    | 0 円        | 0 円        |
| ② 年会費    | 3, 0 0 0 円 | 5, 0 0 0 円 |
| (2) 賛助会員 | 個人         | 団体         |
| ① 入会金    | 0 円        | 0 円        |
| ② 年会費    | 1, 0 0 0 円 | 3, 0 0 0 円 |



役員名簿

NPO 法人なごみ

| 役名  | 氏名<br>ふりがな | 住所又は居所     | 報酬の有無 |
|-----|------------|------------|-------|
| 理事長 | しらいし かずき   | [REDACTED] | 無     |
|     | 白石 和輝      |            |       |
| 理事  | ひとくらい ゆう   | [REDACTED] | 無     |
|     | 人位 結       |            |       |
| 理事  | きしだ しょうた   | [REDACTED] | 無     |
|     | 岸田 翔太      |            |       |
| 監事  | とみおか こうき   | [REDACTED] | 無     |
|     | 富岡 宏毅      |            |       |



# 設立趣旨書

## 1 趣旨

### (1) 立ち上げの社会的要因や背景、解決すべき問題点

現在、日本では障がい者支援の課題が顕在化しており、地域社会における福祉の充実が求められています。

兵庫県宝塚市においても、障がい者が地域で自立した生活を送るためのグループホームの数が十分ではなく、またサポート体制も十分とは言えません。

令和6年3月に発行されている宝塚市障害福祉計画によると令和3年時点での宝塚市内のグループホーム利用者数は177名となっています。令和8年度には251名になると想定されており、支援が必要な方々が孤立しないようなサポートが必要とされています。

### 見込量と実績量

| 共同生活援助<br>(グループホーム) | 単位  | 第6期計画期間 |       |                 | 第7期計画期間 |       |       |     |
|---------------------|-----|---------|-------|-----------------|---------|-------|-------|-----|
|                     |     | 令和3年度   | 令和4年度 | 令和5年度<br>(実績見込) | 令和6年度   | 令和7年度 | 令和8年度 |     |
| 実利用者                | 見込量 | 人/月     | 165   | 172             | 179     | 222   | 237   | 251 |
|                     | 実績量 | 人/月     | 177   | 198             | 208     |       |       |     |
|                     | 達成率 | %       | 107.3 | 115.1           | 116.2   |       |       |     |
| 障害支援<br>区分4以上       | 見込量 | 人/月     |       |                 |         | 108   | 115   | 122 |
|                     | 実績量 | 人/月     | 92    | 94              | 101     |       |       |     |

### (2) 会の設立や活動内容（これまでの活動と今後の展望）

当法人の母体である鍼灸整骨院では、これまで地域住民の方々の健康維持・回復を目的とした施術を行い、地域に密着したサービスを提供してきました。患者さんの中には障がいを持つご家族もいらっしゃいます。その患者さんとの会話の中で、特に印象的だったのは、「必要な支援が足りていない」という声でした。

「障がいのある子どもが成長し、将来の生活に不安がある」

「親が高齢になり、今後の支援をどうすればいいかわからない」

「住み慣れた地域にグループホームが少なく、適切な居場所を見つけられない」

私自身、宝塚市に根付いた活動を続ける中で、「地域のために何かできることはないか」と常に考えており、この問題に対する具体的な解決策の一つとして、グループホームの運営を決意しました。

#### ・具体的な活動内容

##### 1、グループホームの運営

障がいのある方が地域で安心して暮らせるよう、小規模なグループホームを運営します。グループホームの運営を通じて、障がいのある方々が「住み慣れた地域で当たり前暮らす」ことを支援します。

##### 2、社会参加支援

日中の居場所づくりや、社会とのつながりを持つための支援を行います。「単なる支援」ではな

く、「自分らしく生きる力を育む」ことを目標とします。

### 3、家族支援

障がい者本人だけでなく、家族の負担を軽減するためのサポートも行います。家族全体の支えとなることで、長期的に安心して生活できる環境を整えます。

#### (3) 法人格の必要性

当法人が障がい者への支援を継続するためには、法人格の取得が不可欠です。単なる運営上の利便性だけではなく、地域社会への貢献という強い思いと、それを持続的に実現するための基盤づくりにあります。

現在、宝塚市で鍼灸整骨院を運営しており、こちらは営利事業として、社員の生活を支えるための経済基盤を築いています。鍼灸整骨院事業は、地域の皆さまの健康を支える重要な役割を果たしていますが、あくまで事業収益を目的とした活動です。

一方で、障がい者への支援活動は、営利を目的とせず、地域社会への貢献を第一に考えた取り組みとして進めていきたいと考えています。この思いの根底には、「宝塚市への恩返しをしたい」「地域の課題解決に貢献したい」という強い信念があります。営利事業とは切り離し、純粋に地域貢献のために活動するためには、非営利法人という形が最もふさわしいと考えました。

#### ・社会的信用の確立

法人格を持つことで、行政や他団体、企業との連携がスムーズになり、支援の輪を広げやすくなります。

#### ・事業の安定性と継続性

任意団体では代表者の変更や運営資金の確保が難しく、事業の継続性が不安定になりがちですが、法人化することで、組織としての基盤を確立し、安定した支援を提供することができます。

#### ・地域に還元

法人としての運営は、個人の善意に依存せず、組織的に地域社会への貢献を続けるための持続可能な仕組みを構築することができます。

#### ・市民参画の重要性

この活動は私たちだけの力で成り立つものではなく、地域住民の皆さまの理解と参画が不可欠です。地域住民の皆様に支えていただくことで、よりニーズに応える支援を実現できます。

障がい者支援は、地域貢献への思いから生まれた活動です。この思いを形にし、地域へ還元するためには、営利事業とは切り離れた、独立した非営利法人としての運営が不可欠です。

法人化することで、地域社会と連携した信頼性の高い活動が可能となり、福祉の充実とすべての人が安心して暮らせる地域づくりに貢献してまいります。

#### (4) 法人化による社会貢献と発展の展望

法人化することで、障がいを持つ方々に対する支援の質を向上させ、地域社会全体に貢献できると考えています。より多くの方へ支援を届け、持続可能な福祉サービスを提供することが可能になります。本法人は、地域の皆さまと協力しながら、誰もが安心して暮らせる社会の実現に向けて活動を続けてまいります。

## 2 申請に至るまでの経過

2024年7月 ハウスクチーナマンマ施設訪問

2024年12月 ～なくそう心の段差～ 第31回障害者週間記念事業 参加

2025年3月 令和6年度 第2回 自立支援協議会 全体会 参加

2025年4月 会員間で法人化の意思確認

2025年5月 設立総会開催

令和7年5月13日

NPO法人なごみ

設立代表者

氏名 白石 和輝



# 令和7年度事業計画書

NPO 法人なごみ

## 1. 基本方針

障がいのある方とその家族に対して、地域社会で自立した生活を送るための住居の提供、日常生活上のさまざまな支援（食事、清掃、健康管理等）及び日中の就労支援を提供していく。

一人ひとりが自立する為の積極的な地域社会への参加を促し、すべての人が支え合い、健康的に安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを法人の基本理念とし、令和8年1月の兵庫県の障害福祉サービス事業の指定（許可）を目指していく。

事業所開設に向けて、宝塚市内の物件選定に始まり、役所や建築業者との折衝、さらに地域への理解が不可欠であるため、事業所の内覧会や説明会等広報活動にも力を入れていく。あわせて、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービスを提供する団体との連携にも努めていきたい。

## 2. 特定非営利活動に係る事業

| 定款の事業名                    | プロジェクト内容<br>(具体的な事業内容)   | 実施時期・回数               | 実施場所         | 受益対象者及び予定人数   | 収益見込<br>(千円) |
|---------------------------|--|-----------------------|--------------|---------------|--------------|
| (1) 障害福祉サービス事業            | 共同生活援助（障がいを持つ方に対するの居住支援・生活支援・日常的な見守り・金銭管理等の実施）   | R8年1月開設目標<br>毎日（24時間） | 宝塚市内 1<br>住居 | 障がい者 4～5名（年間） | 2,200        |
| (2) その他当法人の目的を達成する為に必要な事業 | 定款第5条第1号～第2号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲内において、単年度または試験的に限り実施する |                       |              |               |              |

## 3. 事業実施体制

### (1) 会議に関する事項

①通常総会 5月

②理事会 年3回

# 令和8年度事業計画書

NPO 法人なごみ

## 1. 基本方針

次年度については、利用者の入居希望に応えるために新たな共同生活援助（グループホーム）の追加を行うとともに、当法人を利用されている利用者やそのご家族に対して、さらなるサービスの質の向上に努める。

また、引き続き市町村、他の障害福祉サービス事業者等の地域・関係団体への広報活動に力を入れていき、地域に根差したグループホームの提供を行っていく。

## 2. 特定非営利活動に係る事業

| 定款の事業名                    | プロジェクト内容<br>(具体的な事業内容)   | 実施時期・回数   | 実施場所           | 受益対象者及び予定人数  | 収益見込<br>(千円) |
|---------------------------|--|---|----------------|--------------|--------------|
| (1) 障害福祉サービス事業            | 共同生活援助（障がいを持つ方に対するの居住支援・生活支援・日常的な見守り・金銭管理等の実施）   | 毎日（24時間・365日）<br>・4～6月：1住居体制<br>・7～11月：2住居体制<br>・12月～：3住居体制 | 宝塚市内 3住居（順次開設） | 障がい者最大12～15名 | 19,000       |
| (2) その他当法人の目的を達成する為に必要な事業 | 定款第5条第1号～第2号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲内において、単年度または試験的に限り実施する |   |                |              |              |

## 3. 事業実施体制

### (1) 会議に関する事項

①通常総会 5月

②理事会 年3回

## 令和7年度活動予算書

成立の日から令和8年 3月31日まで

(単位:円)

| 科 目            | 金 額       |           |
|----------------|-----------|-----------|
| <b>I 経常収益</b>  |           |           |
| 1. 受取会費        |           |           |
| 正会員受取会費        | 30,000    |           |
| 賛助会員受取会費       | 5,000     |           |
|                |           | 35,000    |
| 2. 受取寄付金       |           |           |
| 受取寄付金          | 1,000,000 |           |
|                |           | 1,000,000 |
| 3. 受取助成金等      |           |           |
| 受取地方公共団体助成金    | 0         |           |
| 受取民間助成金        | 0         |           |
|                |           | 0         |
| 4. 事業収益        |           |           |
| 共同生活援助事業収益     | 2,200,000 |           |
|                |           | 2,200,000 |
| 5. その他収益       |           |           |
| 受取利息           | 0         |           |
| 雑収益            | 0         |           |
|                |           | 0         |
| 経常収益計          |           | 3,235,000 |
| <b>II 経常費用</b> |           |           |
| 1. 事業費         |           |           |
| (1)人件費         |           |           |
| 給与手当           | 1,700,000 |           |
| 法定福利費          | 80,000    |           |
| 人件費計           | 1,780,000 |           |
| (2)その他経費       |           |           |
| 消耗品費           | 600,000   |           |
| 広告宣伝費          | 160,000   |           |
| 旅費交通費          | 45,000    |           |
| 保険料            | 0         |           |
| 会議費            | 30,000    |           |
| 通信費            | 3,000     |           |
| 水道光熱費          | 6,000     |           |
| 修繕費            | 0         |           |
| 地代家賃           | 190,000   |           |
| 支払手数料          | 0         |           |
| 新聞図書費          | 10,000    |           |
| その他経費計         | 1,044,000 |           |
| 事業費計           |           | 2,824,000 |
| 2. 管理費         |           |           |
| (1)人件費         |           |           |
| 給与手当           | 0         |           |
| 法定福利費          | 0         |           |
| 人件費計           | 0         |           |
| (2)その他経費       |           |           |
| 消耗品費           | 30,000    |           |
| 通信費            | 0         |           |
| 旅費交通費          | 0         |           |
| 水道光熱費          | 0         |           |
| 保険料            | 0         |           |
| 会議費            | 0         |           |
| 地代家賃           | 0         |           |
| 租税公課           | 0         |           |
| その他経費計         | 30,000    |           |
| 管理費計           |           | 30,000    |
| 経常費用計          |           | 2,854,000 |
| 当期正味財産増減額      |           | 381,000   |
| 設立時正味財産額       |           |           |
| 次期繰越正味財産額      |           | 381,000   |

## 令和8年度活動予算書

令和8年 4月1日から令和9年3月31日まで

(単位:円)

| 科 目            | 金 額        |            |            |
|----------------|------------|------------|------------|
| <b>I 経常収益</b>  |            |            |            |
| 1. 受取会費        |            |            |            |
| 正会員受取会費        | 30,000     |            |            |
| 賛助会員受取会費       | 10,000     |            |            |
|                |            | 40,000     |            |
| 2. 受取寄付金       |            |            |            |
| 受取寄付金          | 0          |            |            |
|                |            | 0          |            |
| 3. 受取助成金等      |            |            |            |
| 受取地方公共団体助成金    | 0          |            |            |
| 受取民間助成金        | 0          |            |            |
|                |            | 0          |            |
| 4. 事業収益        |            |            |            |
| 共同生活援助事業収益     | 19,000,000 |            |            |
|                |            | 19,000,000 |            |
| 5. その他収益       |            |            |            |
| 受取利息           | 0          |            |            |
| 雑収益            | 0          |            |            |
|                |            | 0          |            |
| 経常収益計          |            |            | 19,040,000 |
| <b>II 経常費用</b> |            |            |            |
| 1. 事業費         |            |            |            |
| (1) 人件費        |            |            |            |
| 給与手当           | 13,500,000 |            |            |
| 法定福利費          | 650,000    |            |            |
| 人件費計           | 14,150,000 |            |            |
| (2) その他経費      |            |            |            |
| 消耗品費           | 2,000,000  |            |            |
| 広告宣伝費          | 420,000    |            |            |
| 旅費交通費          | 370,000    |            |            |
| 保険料            | 0          |            |            |
| 会議費            | 60,000     |            |            |
| 通信費            | 13,000     |            |            |
| 水道光熱費          | 30,000     |            |            |
| 修繕費            | 0          |            |            |
| 地代家賃           | 390,000    |            |            |
| 支払手数料          | 300,000    |            |            |
| 新聞図書費          | 80,000     |            |            |
| その他経費計         | 3,663,000  |            |            |
| 事業費計           |            | 17,813,000 |            |
| 2. 管理費         |            |            |            |
| (1) 人件費        |            |            |            |
| 給与手当           | 0          |            |            |
| 法定福利費          | 0          |            |            |
| 人件費計           | 0          |            |            |
| (2) その他経費      |            |            |            |
| 消耗品費           | 30,000     |            |            |
| 通信費            | 0          |            |            |
| 旅費交通費          | 0          |            |            |
| 水道光熱費          | 0          |            |            |
| 保険料            | 0          |            |            |
| 会議費            | 0          |            |            |
| 地代家賃           | 0          |            |            |
| 租税公課           | 0          |            |            |
| その他経費計         | 30,000     |            |            |
| 管理費計           |            | 30,000     |            |
| 経常費用計          |            |            | 17,843,000 |
| 当期正味財産増減額      |            |            | 1,197,000  |
| 前期繰越正味財産額      |            |            | 381,000    |
| 次期繰越正味財産額      |            |            | 1,578,000  |